平成２２年（フ）第１０８６号
愛知県愛西市二子町小判山220番地
破産者　奥山　宏司
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３３８号
名古屋市南区平子２丁目17番20号　平子ハイツ301号
破産者　西田　愼一
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３５１号
大阪府東大阪市中石切町４丁目８番30号
破産者　ファミリーホーム販売こと　藤井　一彦
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３８１号
大阪府豊中市刀根山４丁目３番23―503号
破産者　おくちあーんこと　奥谷　美栄
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９４６号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目１番15号
破産者　勇田　義廣
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９４７号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目１番15号
破産者　勇田千津子
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５６７号
大阪府寝屋川市錦町15番７号
破産者　魚住　智洋
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７６８号
大阪市生野区勝山北４丁目９番48号　レオパレスルミナス306、開始決定時の住所大阪市生野区巽西４丁目３番10号　レオパレスルミナスイースト102
破産者　大西　康晴
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６６号
大阪府豊中市原田元町１丁目１番20号
破産者　ハクト工業こと　石田　末夫
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６２１号
大阪府豊中市宮山町３丁目５番９号
破産者　川口　信裕
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０２８号
大阪府茨木市若草町８番９号、前住所大阪府高槻市北昭和台町23番２号
破産者　福常材木店こと　木村　義昭
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０３１号
大阪府八尾市渋川町４丁目２番25号
破産者　きぶねこと　木船　克己
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０３８号
大阪府八尾市久宝寺６―６―65、住民票上の住所大阪府八尾市久宝寺２丁目１番２―404号
破産者　和歌山鉄工こと　和歌山二郎
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０４６号
大阪市東住吉区田辺４丁目４番６号　ギャレ田辺204号
破産者　小磯　洋一
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０４７号
大阪市東住吉区田辺４丁目４番６号　ギャレ田辺204号
破産者　小磯　和江
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２７１号
大阪市西区江戸堀３丁目６番25―503号、前住所大阪市西区江之子島１丁目１番９―1306号
破産者　日垣　豊征
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３２７号
大阪市東成区大今里西２丁目16番15―602号
破産者　大島　恭子
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４２１号
奈良県橿原市中曽司町168番地の４
破産者　笠井　睦美
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５２１号
大阪市港区港晴３丁目１番３号　国武マンション303号
破産者　飯尾　彦一
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部